

要 望 書

復興大臣 根本 匠 様

地域再編に係る課題の解消について

平成 25 年 1 月 7 日

浪江町議会議長 吉田 数博

浪江町においては、ようやく地域再編に辿りつくところまで来ました。しかしながら、地域再編に向けては施行までに解決しなければならない課題が山積しており、その解決に向け準備をしているところです。

復興庁の発足により、復旧・復興がワンストップで進むものと期待しましたが、国の縦割り行政の弊害が各所にみられ、発足の目的であったワンストップでの課題解決には程遠い状況となっています。復興のカギは、如何に復興庁が全省庁を超えて権限と予算を持ち、力を発揮するかにかかっています。そういった体制の構築を早急にお願いします。

また、今回の原発事故による被災現場においては、復旧・復興に向けて、現行法や補助メニューでは対応できない面が多々あります。これまで経験したことのない状況下においては当然ですが、実態に即した改正、運用を早急に図っ

ていただきたい。

特に、今回は、地域再編に向けてどうしても解決しなければならない案件が具体的にありますので、以下に記載します。

○ 避難区域の解除に伴い、現在立ち入り制限されている検問の解除であります。

「法的規制がないため検問ができない。」のではなく、法律の運用でぜひ継続していただきたい。すでに解除となった南相馬市小高区、楢葉町等の現状をみても、不法侵入・盗難等治安の悪化が顕著です。自警団を組織してもそれは二次的なものであり公権力をもって規制をかけていただく必要があります。住民の不安が増大しています。ぜひ早急な対応をお願いします。

○ 特措法により事業化された「福島避難解除等区域生活環境整備事業」についてであります。

対象区域、事業の申請施行時期の改善を求める

ものです。

この事業の主旨は、避難指示解除準備区域に指定された区域において避難解除に向けて生活環境整備を行うことを目的としていますが、この目的自体が実態に合いません。

現実的に、浪江町においては、区域再編前に、住民が立ち入りする区域においてその準備しておかなければならないものが多々あります。例えば仮設トイレ等の設置です。町内の上下水道の復旧にはまだまだ期間がかかり、その間、仮設トイレの設置等で賄うしかありません。そのためにこのメニューを使いたいと考えていますが、使えない状況です。

原因は、対象区域が避難指示解除準備区域になっていることです。

区域再編になった場合、住民の立ち入りは、避難指示解除準備区域と居住制限区域まで可能となります。にもかかわらず避難指示解除準備区

域だけがこの事業の対象となっています。住民の立ち入りが同様に出来るならば、その対策にも同様の施策が必要です。せっかくの特措法が活かされません。ぜひとも早急な改善をお願いします。

もうひとつは、事業の申請時期、実施可能時期の問題です。

現在は、区域再編の施行後に申請開始となっています。これでは、住民の立ち入りが始まってでも仮設トイレがない状態が続くことになります。区域再編の準備時期から申請ができ、事業が実施できるよう改善を図っていただきたい。これも同様に早急な改善が必要です。早急な対応をお願いします。

